

Title	『続日本紀』天平五年八月辛亥条「天皇臨朝始聽庶政」について
Sub Title	Some comments on the article of the 17th August of Tenpyo (天平) five (733), stated in the Shokunihongi (『続日本紀』)
Author	保坂, 佳男(Hosaka, Yoshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1988
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.58, No.1 (1988. 9) ,p.91- 111
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19880900-0091">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19880900-0091</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 『続日本紀』天平五年八月辛亥条

## 「天皇臨朝始聽庶政」について

保坂佳男

### はじめに

『続日本紀』天平五年八月辛亥（十七日）条「天皇、朝に臨みて始めて庶政を聴く」は極めて短文であるが、奈良時代の天皇の執政のあり方について、直接的にこれを語る稀な例として重視されるべきであろう。

既に川崎庸之氏は、本条文を文字通りに受け取るべきものとすると「天皇はそれまでなお、直接政治の圏外にいたことに」なり、「それがこの時期にいたって更めてこのような形がでてきたのは、武智麻呂の政権がようやくそこに安定のみとおしがついてきたため」であろうと考えられた。<sup>(1)</sup>また、野田嶺志氏は、詳細な分析を加えられたが、「律令制においては天皇の庶政の具体的な内容は、ほぼ太政官に委託されている」として、やはり、この条

に言うところを「文字通り初めてのこと」であるとされ、この時に至り「天皇が『庶政』<sup>(2)</sup>の主宰者として実行者となつたのである」と述べられた。

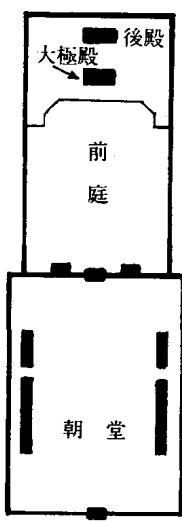
しかしながら、同条は単に「庶政を聴」いたのがはじめてであつたと言うのではなく、「朝に臨」んでかくするのがはじめてであつたと言うのであろうから、「臨朝」という表記を吟味することが必要であり、この検討なくして、同条を文字通りの聖武の執政開始とのみ解することは疑問の余地が残ろうと思う。また、今泉隆雄氏、森田悌氏、橋本義則氏などは、天皇執務の場の問題として、各々の論攷のなかでこの条文に言及しているが、<sup>(3)</sup>深くは論じられていない。

『続日本紀』天平五年八月辛亥条「天皇臨朝始聽庶政」について

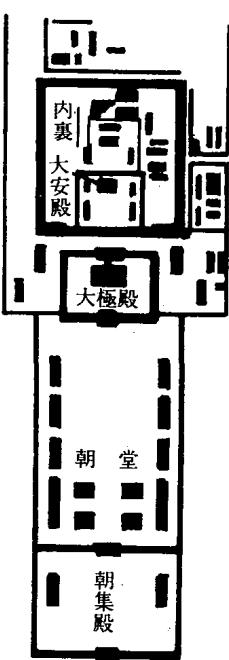
移とを視野に入れて、本条に再検討を加え、天皇権力と藤原氏の特殊な関係のなかに、この条文の意義を結論付けることを述べたいと思う。

その前提として、八世紀前半の平城宮中枢部の構成とその特色について、現在ほど明らかにされた点をまとめおきたい。<sup>(4)</sup>

大極殿・朝堂に相当する遺構は、宮中央部（朱雀門に面する地区）とその東側（壬生門に面する地区）と二区が検出されており、東区は藤原宮の構成を基本的に継承



平城宮中央区（第I期）



平城宮東区（上層遺構）

**中枢部遺構図** <今泉隆雄「律令制都城の成立と展開」・『講座日本歴史・第二巻・古代二』(東京大学出版会, 1984年) 46頁より転載>

するが、これに対しても中央区は他宮に例を見ない特異な構成をなして造営された。南北二区画に分かれるが、その創建期に遡る遺構についてみると、北半の区画は、その北側三分の一程を壇となし、前面を埠積みに飾り、南側の三分の二は石敷の広場となっている。壇上には大規模な正殿とその後殿が建ち、この正殿にあたる殿舎が遷都当初の大極殿であつたことが『続紀』の記事により確認される。南半の区画には、朝堂に相当する遺構が検出されるが、長大な殿舎が南北二堂ずつ東西に建ち、四堂により構成されている。このように、壇上の大規模の大極殿と広い前庭より成る大極殿院、四堂の朝堂構成など、中央区は特異な構造をなしている。また、この壇上の正殿が恭仁宮に大極殿として移建されたものであることが、考古学調査によって確認されている。<sup>(5)</sup>

一方、東区は、北から内裏、大極殿、朝堂があり、藤原宮の構成を基本的に襲うものである。その大極殿、朝堂には下層遺構が部分的に検出されており、これが和銅創建に遡るものと思われるが、上層遺構が礎石建造物であるのに対し、下層は掘立柱建物であって、この点、大きな差違が認められよう。

以上を勘案するに、遷都当初、特異な構成をもつて中

央区に大極殿、朝堂が營まれたが、ある時期に、東区が礎石建ちに造替され、恒常的な大極殿、朝堂として、その構成も藤原宮のごとくに復して整えられた。この造替により、大極殿の機能は東に遷移したものと考えられよう。ために、中央区のものはその働きを減じ、恭仁宮に運び去られることとなつたのではないか。

その東区造替の時期はいつであろうか。宮内に大極殿相当の殿舎が二棟、中央区と東区とに存するのは不自然であるとして、造替は平城還都の天平十七年以降とされた<sup>(7)</sup>が、今泉隆雄氏は、東区は聖武即位を目指して改作、造営されたものであり、それに伴つて中央区は、平安宮豊樂院の原型となる饗宴の施設となつたと主張された<sup>(8)</sup>。氏が論拠とされるのが、『家伝・下』(武智麻呂伝)の次の記述である。

……<sup>(養老)</sup>五年正月、叙<sub>三</sub>從三位、遷<sub>二</sub>中納言、其九月、

兼<sub>二</sub>造宮卿、時年冊二、公將<sub>二</sub>工匠等、案<sub>三</sub>行宮内、  
仍<sub>レ</sub>舊改<sub>レ</sub>作、由<sub>レ</sub>是宮室嚴麗、人知<sub>三</sub>帝尊、神龜元年

二月、叙<sub>三</sub>正三位、知<sub>二</sub>造宮事<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>故、……

これにより、養老末年から神龜初年にかけて宮内改作の行なわれたことが窺知される。しかし、武智麻呂の造宮卿就任のことは『続紀』に見えず、神龜元年四月丁未

条には、「造宮卿從四位下<sub>一</sub>県犬養宿祢筑紫卒、」とあり、『家伝』の言う武智麻呂の「兼造宮卿」と矛盾するかのようであつて、武智麻呂の事蹟として筆録されたこの改作が、はたして東区造替に結び付くのかどうか、さらに証明が必要であろうと思う。

この点について、私見は従来あまり注意を払われるとのなかつた『続紀』の「臨朝」という表記に注目したい。七例を見出すが、次の通りである。

(イ) 神龜二年閏正月丁未条

天皇臨<sub>レ</sub>朝詔叙<sub>二</sub>征夷將軍已下一千六百九十六人勲位各有<sub>レ</sub>差、授<sub>三</sub>正四位上藤原朝臣宇合從三位勲二

等、……、「以下十三名略」

(ロ) 天平五年八月辛亥条

天皇臨<sub>レ</sub>朝始聽<sub>二</sub>庶政、

(ハ) 天平七年閏十一月壬寅条

天皇臨<sub>レ</sub>朝召<sub>二</sub>諸國朝集使等、中納言多治比真人<sub>一</sub>県守

宣<sub>レ</sub> 勅曰「以下略」

(ニ) 天平八年正月辛丑条

天皇臨<sub>レ</sub>朝授<sub>二</sub>從四位上紀朝臣男人正四位下、……、

「以下二十二名略」

(ホ) 天平八年十一月戊寅条

天皇臨<sup>レ</sup>朝 詔授<sup>ニ</sup>入唐副使從五位上中臣朝臣名代從四位下、「以下略・贈位授位のことあり」

（イ）、天平九年一月戊午条

天皇臨<sup>レ</sup>朝授<sup>ニ</sup>從四位下栗林王從四位上、……、「以下三十四名略」

（ト）、天平十三年閏三月乙卯条

天皇臨<sup>レ</sup>朝授<sup>ニ</sup>從四位上大野朝臣東人從三位、……、

「以下十三名略」

五例が授位記事であり、一が朝集使への宣勅、本稿で

検討する天皇聽政の記事が残る一である。「朝に臨む」

とは、朝庭に親臨することであり、そこから執政すると  
いった義に解されようが、七例を通じて明らかなるよう  
に、『続紀』の「臨朝」の用法は、文字通り「朝」すな  
わち朝堂院に臨御する、つまり大極殿出御という、その  
朝儀における天皇の位置を示す以上のものではない。<sup>(10)</sup>

ところが、この「臨朝」を宮域構造に当てはめて考え  
るに、かかる表記は、大極殿が広域の前庭を有する中央  
区の構造においては適せず、東区にのみ適合するもので  
あると考えられよう。中央区の大極殿院は東西約一七四  
メートル、南北約三一八メートルの広域の区画であり、<sup>(11)</sup>  
広い庭が設けられている。壇の前面を飾り、また、この

大極殿院を囲むのは築地回廊であるのに對し、朝堂相当  
は掘立柱塀で圍まれることなども考え合わせれば、中央  
区大極殿での儀式は諸官人が殿前庭に参入し、これに天  
皇が臨んだと考える他なく、大極殿に出御あっても、そ  
れは殿舎構成上、東区のごとくに、朝堂院すなわち朝に  
臨むことにならないからである。<sup>(14)</sup> 恭仁宮での事例である  
(ト)を除いた六例の朝儀は、その場を東区と確定すること  
ができるであろう。

同様の觀点から『続紀』神龜五年三月丁未条を掲げる  
ことができる。

制、選叙之日、宣命以前、諸宰相等出立<sup>ニ</sup>厅前、宣  
竟就<sup>レ</sup>座、自<sup>レ</sup>今以後永為<sup>ニ</sup>恒例、

位記召給における宣命にあたって、序すなわち朝堂前  
に列立せよといふこの規定は、基本的には『延喜式』に  
繼受されて定着しているが、位記召給の儀は、公式令  
「第六十八条」授位任官条の「喚辞」規定<sup>(16)</sup>にみると  
く、天皇の大極殿出御がたてまえであり、その実例も見  
出されるところである。かくすると、この規定による叙  
位儀も、大極殿と朝堂とが廣く庭によつて隔てられてい  
る中央区では体を為さず、東区構造を前提においてなさ  
れたものであることは明らかであろう。

以上のごとく、『続紀』記事を宮域構造に投映させて

## 一

検討した結果、神龜年間より、叙位儀を中心として、東区の朝儀の場としての機能のたかまが窺い得たが、それは東区の造替、整備を示唆するものとなし得よう。<sup>(18)</sup>これは先述の『家伝』の言う宮内改作を裏付けるものであり、「仍旧改作」というのは、中央区の如くではなく、<sup>(19)</sup>藤原宮の如き「旧」の構造に従いて、との意に解される。「由是宮室嚴麗」とするのも、掘立柱建造物より礎石建ちとなつたことを思えば、文飾や誇張とばかりは言い得ぬ実質を持った表記と認められるのではあるまい。

ここに今泉説が支持されるであろう。東区は聖武の朝儀の場として造替され、恒常化されたのであつた。「造

宮卿」就任も、『公卿補任』神龜三・四年の武智麻呂の尻付に「兼知造宮司事」とあることから、『家伝』の言をかかるものと解釈し、<sup>(20)</sup>武智麻呂はより高い位置から造宮を督励したとする今泉説に従い、事業を太政官にて領導したのが武智麻呂であつたと考えることができ。課題である天平五年八月辛亥の儀の前提には、こうした事態があつたことを捉えるべきであろう。

この点、私見において注目したく思うのが、次の『続紀』大宝元年正月戊寅条である。

天皇御ニ大安殿ニ受ニ祥瑞ニ如ニ告朔儀ニ

養老儀制令「第五条」文武官条と『令集解』の諸説によれば、告朔儀には、まず百官が朝庭に参集し、案上に公文が置かれる。ついで、公文の進奏を古記は「大納言進奏、謂令下内舎人賣ニ公文机ニ參入進置上即奏、故ニ進奏ニ也」と説くから、天平の頃、天皇出御のもと、大極

殿院と朝堂院とで告朔儀が執り行なわれていたと考えられている。注意すべきは古記の言うところであり、告朔儀は、臣下の場である朝堂院でのことと、天皇に属する空間である大極殿院でのことの二部分に分かたれ、両者が連動する形で整えられている点である。したがって、この形態の告朔儀は内裏正殿（大安殿）では挙行し得ないこととなる。にもかかわらず、大安殿での儀を告朔儀をもつて説明するのであるから、大宝令前の同儀は、前記の様とは異なっており、<sup>(25)</sup> 藤原宮でも内裏で行なわれていたと考えることができよう。

淨御原令制下の告朔儀は不明の点も多いが、やはり、中央諸司の行政報告と考えて良いであろう。<sup>(26)</sup>かかる儀が内裏正殿で行なわれていたことが推知されるのであり、かくすると、より公的な儀式の場としての性格の濃い大極殿に、実際の日々の執務の場の機能を求めるることは適切ではなかろう。こうした藤原宮での大極殿のあり方は平城宮に受け継がれたとすれば、ここに、奈良時代においても一貫して、平安期と同様、天皇は内裏において政務を観ていたという理解に与することができるであろう。この他に、『続紀』天平十三年十月戊戌条に「制、令内外從五位已上、自レ今以後侍レ中供奉」<sup>(27)</sup>とあり、ま

た天平宝字二年八月甲子条、紫微中台の掌に「居レ中奉レ勅、頒行諸司」<sup>(28)</sup>とあり、中に侍り、中に居り、と、「中」と見えることも、天皇の執務の場が内裏であつたことを示唆するものではなかろうか。

以上をふまえるに、八月辛亥条は、天皇が大極殿に出御して聽政したのがはじめてであったと言うのであり、これが異例であつたために筆録されたのであって、<sup>(29)</sup>天皇の執政の有無そのものを示すのではないと解されよう。さらに、この儀が執り行なわれる前段階に、先に述べたごとくの殿舎の造替があつたことに注意したく思うのである。

### 三

天皇の執務と言つても、それは通常、官制機構の中枢たる太政官を通して行なわれることとなる。諸々の案件は、あるいは太政官が決裁をなし、あるいは奏請して勅裁が求められることとなるが、こうした案件決裁、政策決定の過程のなかで、「庶政を聴く」とは、その表現より推しても、太政官からの上奏を受けて、これに決裁を与えることと考えて良いであろう。<sup>(30)</sup>日付（八月十七日）からして、この日に定例の行事は考えられず、基本的に

は日々執り行なわれていたごとくの奏進であつたと考える。時代の下がる例ではあるが、『日本三代実録』貞觀

十三年二月庚寅条に、

天皇御紫宸殿視事、承和以往、皇帝毎日御紫宸殿<sup>一</sup>視政事、仁寿以降、絕無此儀、是日 帝初聽<sup>レ</sup>政、當時慶<sup>レ</sup>之、

とあり、ここに類似の「(初めて) 政を聴く」との表現が見えているが、それは、すなわち「事(政事)を視る」であり、この表記からしても、天皇が上奏を視、処理することと解されよう。同日付の奉勅官符も確認されるが<sup>(31)</sup>、この「聴政」に対応するものではなかろうか。<sup>(32)</sup>

天平五年八月の大極殿出御のうえでの奏請が、いかなる形式(論奏・奏事等)のものであったかは不明であるが、通常は内裏にて行なわれていた奏進が大極殿でなされたということは、この朝儀が単なる奏請、政務にとどまるものではないとみるべきであろう。私見はこれを、天皇が律令政治の総攬者であることと象徴的に誇示する意義を担うものであったと考える。<sup>(33)</sup>この儀の意義を明かにすべく、以下二つの点を検討したく思う。

一は官人の日常政務の場と大極殿との関係である。朝堂は官人執務の本来の場であり、実際には曹司での執務の比重が大きく、それは次第に増大していったことであるが、『延喜式』(太政官)にも「凡百官庶政皆於朝堂<sup>(34)</sup>行<sup>レ</sup>之」<sup>(35)</sup>と言ふがごとくである。

その中枢たる太政官の議政官組織について、奈良時代のあり方を推考したいと思う。まず、公卿聴政については、その儀式化、形式化した姿が『儀式』卷九・朝堂儀にとどめられているが、橋本義則氏等により、『令集解』職員令太政官条の古記説「大外記於太政官<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>事之時、列於弁官大史及諸省丞等上、又弁官史等列<sup>二</sup>諸省丞等上、但為<sup>二</sup>考選<sup>二</sup>所<sup>レ</sup>率之日列<sup>二</sup>於式部之下」<sup>(36)</sup>が指摘、検討され、天平十年頃に、太政官<sup>レ</sup>、すなわち朝堂院の太政官の庁(朝堂)において公卿聴政の行なわれていたことが明らかとなつた。

この政(まつりごと)の系列に対し、定(さだめ)の系列に対応するところの、議政官合議の場についてはいかようであろうか。八世紀、その実態は殆ど知り得ず、場についても明らかではない。ただ、議定の実例として

引かれる『続紀』宝龜元年七月癸未条

太政官奏、奉<sub>ニ</sub>去六月一日 勅、前後逆党縁坐人等、所司量<sub>ニ</sub>其輕重<sub>ニ</sub>奏聞者、臣曹司且勘、天平勝宝九歳逆党橘奈良麻呂等并縁坐懲四百冊三人、數内二百六十二人罪輕應<sub>レ</sub>免、具注<sub>ニ</sub>名簿<sub>ニ</sub>伏聽<sub>ニ</sub>天裁<sub>ニ</sub>奉<sub>レ</sub>勅依<sub>レ</sub>奏、但名簿雖<sub>ニ</sub>編<sub>ニ</sub>本貫<sub>ニ</sub>正身不<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>入京<sub>ニ</sub>

に、「臣曹司且つ勘ふるに」<sup>(37)</sup>とあるのをもつて、その場をも太政官曹司とする解釈が出されているが、ここに「曹司」と言うを實際の合議の場を示しているとすることは適切ではなかろう。<sup>(38)</sup>この点について提示したく思うのが、『令集解』職員令太政官條、大納言の職掌「參議庶事」に加えられた令釈説である。

釈云、大納言与<sub>ニ</sub>右大臣以上<sub>ニ</sub>共交<sub>ニ</sub>議天下之庶事<sub>ニ</sub>、凡右大臣以上一人入<sub>レ</sub>庁者、不<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>追喚<sub>ニ</sub>而參上耳、大納言の職掌は「參議庶事」と「敷奏・宣旨・侍従・獻替」とに分かつことが出来ようが、後者は侍奉官的な職掌を含むものであるのに對し、「參議庶事」は議政官としての掌である。同様のものは、中納言に「待問參議」<sup>(39)</sup>と受け継がれ、參議は文字通りである。これらが合議に加わり得るものであることは言うまでもないが、八世紀中納言・參議は後に言う「上卿」となることは出来ず、<sup>(40)</sup>

こうしたことより考えても、大納言・中納言・參議と共に通する「參議（庶事）」は公卿の聽政を言うのではなく、評議にかかる規定と認定されよう。これについて令釈は、「右大臣以上と共に天下の庶事を交わりて議する」こととなし、続けて「庁」への参入の仕方を説いており、その場を「庁」と考えているようである。令釈の年代<sup>(41)</sup>を考え合わせるに、ここに言うのは、朝堂か曹司庁かであろう。<sup>(42)</sup>注視したいのは、令釈説の「追し喚ぶこと得ずして参上す」という大納言の座に就く所作作法が、「儀式」朝堂儀の就座作法に同様なことである。それは、

……大納言已下就<sub>ニ</sub>含章堂座、（割註略）大臣初入<sub>レ</sub>門式部錄称<sub>レ</sub>位一度大納言已下共起座、（割註略）北

折<sub>ニ</sub>称一度就<sub>レ</sub>座訖大納言已下共居須臾大納言先進就<sub>ニ</sub>昌福堂座、于<sub>レ</sub>時大臣喚<sub>ニ</sub>召使<sub>ニ</sub>二声召使稱唯進就<sub>レ</sub>版、大臣宣喚<sub>ニ</sub>大夫等<sub>ニ</sub>、召使稱唯退就<sub>ニ</sub>含章堂版<sub>ニ</sub>北向喚<sub>レ</sub>之、中納言已下共稱唯就<sub>ニ</sub>昌福堂座<sub>ニ</sub>……、

決して就座作法は軽微な問題ではないこと、当然のことながら、殿舎構成によつて作法は異なり、曹司庁における官政はこれとは就座のあり方が異なつていてと思われることなどから、令狀に言う「序」も朝堂を指しているものと考えられよう。

以上、太政官會議の場としてをも令狀説は朝堂を念頭に置いていると窺い得るが、政務全般がその実質的な場を曹司に移行させていったことは既に説かれる通りであり、先の公卿聽政についても、平城宮の末期には曹司にて行なわれるのが常態であつたと指摘されている。<sup>(44)</sup> 太政官會議の場としていかほど朝堂が機能したのかも、これだけでは疑わしいところであろう。しかしながら、朝堂が諸司の本来の政務の場であるという認識は、国政の中核である太政官（議政官組織）にいたるまで同様に存したことが、前記の古記説、『儀式』・朝堂儀、等（公卿聽政）のみでなく、太政官會議についても令狀の言を通じて窺知し得るのであり、このことに注目したく思うのである。

養老宮衛令〔第四条〕開閉門条に「凡開閉門者、第一閉門鼓擊訖、即開諸門」、第二閉門鼓擊訖、即開大門、退朝鼓擊訖、即閉大門、昼漏尽、閉門鼓擊訖、即閉諸門」<sup>(45)</sup> と規定し（大宝令「傍線」もほぼ同様）『令集解』同条の古記説に「古記云、大門、謂大極殿及朝堂當門也」と言い、「大門」は大極殿門を含んでいるから、第二閉門鼓と退朝鼓の間、大極殿門が開放放たれていることとなる。一方、養老公式令〔第六十条〕京官上下条には「凡京官、皆開門前上、閉門後下」とあり、『令義解』は「開門前」を第二閉門鼓の前、「閉門後」を退朝鼓の後と説き、官人の執務時間は、この両の鼓に對応している。したがって、既に古瀬奈津子氏が説かれたように、官人が日々朝堂で政務を執る間、大極殿門が開かれているのであり、このことから殿舎構成上、朝政においても、大極殿が正殿としてとらえられていたと読み取ることがができるであろう。<sup>(46)</sup>

いまひとつ指摘したいと考えるのは、朝参についてである。<sup>(47)</sup> 『日本書紀』大化三年是歳条には、有位者は毎朝、庭に就いて再拜し、その後、序に入り執務することを言ひ（難波小郡宮）、つまり、朝参は毎朝のものであり、日々の政務と不可分であつた。しかし、公式令〔第五十五条〕文武職事条の『令集解』或説に「朝参者元日之類也」といい、儀制令〔第五条〕文武官条の『令義解』に「朝者朝会也、言尋常之日、唯就序座、至於朔日、特

於レ庭会也」とあるように、庭に会するには特別の日となり、通常の日はただに厅に座すのであって、日々の朝参は限定されたものとなっていく。文武官条の『令集解』古記説にも「毎三朔日一朝、謂朝参也」とあるので、天平十年頃、朝参は限定されたものになっていると理解し得るのであり、したがって、官人の登厅にあわせて大極殿門が開かれるのは、朝参、庭に会し、天皇の面前に列立するためではない。通常の日は、朝参が行なわれず、当然のことながら、日々の出御もないこととなる。

朝礼なくして、官人就座の後、天皇が大極殿に御することも不自然であり、この点からも、先に述べたごとく、日々の執務に、天皇が大極殿に出御することはなかつたと考えられよう。にもかかわらず、官人の執務の間、大極殿門が開け放たれるのは、朝政は大極殿を正殿として執行されるべきものととらえられていたことを示すのではなかろうか。天皇が国政の総攬者であることは律令法のたてまえとするところであり、それが平面構成上に、大極殿門の開閉を通じて表わされると解することが出来ようと思う。

既に述べた通り、こうした構成は平城遷都当初から整

えられたものではなく、東区の造替によつて整備されたところであった。また、天平五年八月の儀は、そうした大極殿に実際に出御あり、朝政にのぞむかたちで裁可がなされたのであって、かくすれば、この儀は統治権の總攬者が天皇であることを象徴的に示すという意義を担うものであつたと考えて良いであろう。

## 五

次に注意したいのが太政官符についてである。既に先学によつて、八世紀前半の官符は文面が安定しないと分析されている。<sup>(49)</sup> それがいかにして定立し、どのようにして弁官に伝達されるのか、文面に表わされないことが多いが、特に注目したいのは、勅旨、勅裁があつても、そのことが正確に文面に投映されない場合が存することである。<sup>(50)</sup> 桓武朝以降、「奉勅」の権威が上昇すると説かれているが、<sup>(51)</sup> 八世紀の官符にこうした点が認められるから、「勅」の権威を低くみるのは正しくなく、記述に定型のなかつたためではある。しかし、このことは、五年八月の儀を考える際の背景として留意されるべきと思う。

宣者についても、天平十年十月七日付の官符に右大臣

(橋諸兄)があるものの、それ以後、天平宝字年間までは藤原仲麻呂が確認されるのみであり、天平宝字八年十一月十一日付官符より、藤原永手（大納言、左・右大臣）、吉備真備（大納言、右大臣）、藤原良繼（「内大臣」）、大中臣清麻呂（右大臣）等が現われる。<sup>(52)</sup>仲麻呂の宣を紫微令としてなしたものとするならば、<sup>(53)</sup>宣者を記すこともなかなか定着しなかつたかのようにも見て取れるのである。<sup>(54)</sup>

かように、勅旨、勅裁のことや宣者等、定立のあり方が施行の官符の文面に正確に表現されるとは限らず、こうした事情を考えるならば、大極殿において、恐らくは朝座を有する諸官人の前で、奏請と天皇の決裁が執り行なわれた五年八月の儀を、先述來のごとくに解するひとつ裏付けを得ることと思うのである。

六

以上、天皇執務の場、朝政と大極殿との関係、及び八世紀前半の官符のあり方などの検討により、天平五年八月の「天皇臨朝始聽庶政」という朝儀が単なる政務にとどまらず、それ以上のいかなる意義を持っていたかが窺知し得たことと思う。ここで、この儀のいま一方の当事

〔表〕 議政官構成（神龜元年一天平九年）

者であるところの太政官の議政官構成に目を転じてみたい。

天平五年八月に至る議政官構成を見るに、神龜六年、長屋王の歿して後、五年にわたり、大臣を欠くという後に例のない事態が見られる。さらに大納言も、天平三年七月、大伴旅人の薨じてよりは、武智麻呂一員のみである。知太政官事は太政官の首班たり得るものと考えるが、舍人親王については、<sup>(55)</sup>天平元年以降の政治的地位の変動が窺われるところであり、六年正月に、武智麻呂にのみ異動あって、右大臣がようやくに置かれたことも考え合わせるに、五年八月の時点で武智麻呂を太政官首班と認定して良いであろう。

五年八月の朝儀を太政官よりの奏請と推断したが、奏進にあたつたのが大納言武智麻呂であったことも認め得ることと思う。<sup>(57)</sup>そして、武智麻呂がただ一人の大納言として太政官首班たり得た時に、かかる朝儀の執り行なわれたことに注意すべきであり、そこに武智麻呂の果たした役割の大きさを窺うことができるであろう。この儀は武智麻呂の意と無関係になされたのではなく、その意を体して行なわれたところと見るべきであろう。

前述の通り、平城宮東区は聖武の朝儀の場として、造

替、整備されたのであった。宮都殿舎の壯麗化が天皇の権威の上昇につながるものであることは言うまでもなかろう。これを、先に引いた『家伝』にも「人知帝尊」と評するがごとくである。その宮室壯麗化は武智麻呂の領導するところと認め得たが、この造替をふまえた武智麻呂がその意義の内実化を目指して、かかる儀を執り行なつたと解することができるであろう。既に、平城遷都そのものに、首皇子立太子を念頭に置いた藤原不比等の主導のあつたことが説かれている。<sup>(58)</sup>同様の意図は武智麻呂に継受せられて、東区の造替が行なわれ、さらに、その意義をたかめるべく、東区における大極殿での天皇の政務執行という儀が挙行されたと考えるのである。

## 七

遷都と首立太子、その立場の保全とが密接不可分であるが、次いで、その即位に当たっては東区が整えられた。天皇が国政の総攬者たるべきことは律令法のたてまえであるが、遷都当初、そのことは、殿舎構成としては表出されなかつた。あるいは、東区の下層遺構に注目すべきであるかも知れないが、それは掘立柱建造物であり、仮設的な性格を持ち、造替された上層の礎石建造物であ

とはその意義が大きく異なるものであろう。この造替により、天皇が政治の総攬者、統治者であるというたてまえは殿舎構成に表出された、あるいは、かかるかたちが、壯麗化、恒常化されて表出された、と言うことがで  
きるのではあるまい。<sup>(59)</sup>日々の朝政にあたり、大極殿門が開かれ、出御なきにもかかわらず、大極殿が正殿とされるのは、このことに対応するものと考える。かかる殿舎構成をふまえて、天平五年八月に至り、大極殿に實際に出御あつての「聽政」がなされ、たてまえがいわば実を帶びるかたちで、天皇の統治者たることが強調された。<sup>(60)</sup>東区造替もこの朝儀も、領導したと推知されるのは武智麻呂であった。

かようにして宮都造営とその運営に、天皇の執政者としての立場が前面に押し出され、次第に内実化されていくさまが看取されるのではなかろうか。また、それに関わる、遷都より天平五年に至るまでの藤原氏の一貫した領導の姿勢を指摘し得たかと思う。

しかしながら、宮都の造営や運営が一氏族のみのなし得るところでないことは言うまでもなく、その主体は天皇である。東区造替も藤原氏の策にのみ出るといつてものではなく、中衛府の設置や内匠寮の新設といった皇権

強化の一連の動きの一環ともなすべきであろう。指摘し得るのは、宮都造営において、皇権に密着してことをはこんだ藤原氏の姿というべきであろう。五年八月の儀も同様であり、そもそも、この儀は律令法の前提通りの天皇執政のあり方を示すものと受け取れよう。しかし、一方、太政官内の議政官組織も行政命令や法令の立案・審議の府として、大宝令制に、その位置付けを確立し、これから律令国家の権力構造として、両者の拮抗関係が考えられてきた通りである。

近時、この所説には再検討が求められ、かかる問題は必らずしも制度によって一義的に決定されるものではなく、それを運用する政治主体によって決定されるものであるとして、王権の主導性と、天皇の「身内」として王権に密着する藤原氏の特殊性とを重視し、個々の事象について改めて検討を加えていこうとする立場が打ち出されてきた。<sup>(61)</sup>

この立場をふまえて、以上見て來た五年八月の儀を考え直すならば、それは天皇権力を強調するものでありながら、そこに寄与したのは、他ならぬ議政官であり、それは拮抗関係とは程遠い姿を呈しているように思われるのである。時の首班は大納言武智麻呂であり、以下の議

政官を率いて進奏にあたつたものであろう。

ここに太政官首班として（拮抗関係を前提にするならば「首班でありながら」）、皇権の権威の上昇に資すべくはたらく武智麻呂の姿を読み取ることができると考えた。そして、それは、遷都、東区の造替を通じての一貫した藤原氏の姿勢としても見て取れることであつた。

東区造替が完成しても、同様の儀がこの時に至るまでなされたかったのは、武智麻呂（藤原氏）の太政官主導が定着しなかつたためであろう。そして、その点こそこの儀が武智麻呂の意に出るものであることとともに、藤原氏の皇権に対する関わり方を良く示しているものと思うのである。

おわりに

以上、宮都造営とその運営のあり方を通して、藤原氏の皇権への関わり方を述べ、天平五年八月辛亥条「天皇臨朝始聽庶政」はその延長線上にあり、藤原氏の皇権に密着する、特殊なあり方が表出した事例であることを指摘し得たかと思う。

天皇権力と貴族勢力の拮抗関係を考える論に対して、実際の様態がいかにあつたかを示す事例として本条は位

置付け得ること、そして、そこに見出されるのは、藤原氏の特殊な政治的立場、皇権との関係であつて、聖武朝まで維持されたという拮抗関係は、既に、仲麻呂政権登場以前、武智麻呂の首班が定着した時点において、實際上、解消の方向にあつたのではないか。両者の関係の実際を示すひとつの指標として、本条は理解されるのである。

発掘調査を基礎としながらも、その実際を知らず、成果を十分には取り入れられず、誤りも多いことかと思うが、以上にて考察を終了したい。

#### 注

(1) 「聖武天皇とその時代」(初出『南都仏教』二、一九五五年、『川崎庸之歴史著作選集・第一巻・記紀万葉の世界』三九九頁)。

(2) 『律令国家の軍事制』一九八四年、二三〇頁。

(3) 今泉「律令制都城の成立と展開」(『講座日本歴史・第二巻・古代二』一九八四年、六二頁)、森田「律令奏請制度の展開」(『史学雑誌』九十四一九、一九八五年、五一頁「注(22)」)、橋本「朝政・朝儀の展開」(『日本の古代・第七巻・まつりごとの展開』一九八六年、一五八・九頁)。

(4) 中央区については、奈良国立文化財研究所『平城宮発

掘調査報告XI』一九八二年（北半部）、『報告IX』一九七八年、同平城宮跡発掘調査部『発掘調査概報』昭和五一（第九七次）・五十二（一〇一）・五十三（一一一）・五

十四（一一九）・五十六（一三六）・五十七（一四〇・一四六）・五十八（一五〇）・五十九（一五七）・六十（一七一）・六十一（一七六）年度（南半部）、東区については

『報告I』一九六一年、『報告III』一九六三年、『報告VII』一九七六年、『概報』昭和四十九（七八・九一）・五十三

（一一三）・五十五（一二二）・五十六（一三一・一〇・一三二）・五十七（一三九）・五十八（一五一・一五三・一五四）・五十九（一六一・一六三）・六十（一六九）・

六十一（一七三）年度等に拠り、各年度の『奈良国立文化財研究所年報』を参看した。また、調査の成果を簡約した、阿部義平「古代宮都中枢部の変遷について」（『国立歴史民俗博物館研究報告』三、一九八四年）、亀井伸雄「平城宮」（『仏教芸術』一五四、一九八四年）、今泉前掲注（3）論文、町田章『平城京』（考古学ライブラリー四四、一九八六年）等の記述に従う。

（5） 霊亀元年正月甲申朔条。『平城宮発掘調査報告II』一

九六二年、一〇四頁、今泉隆雄「平城宮大極殿朝堂考」（『閔晃先生還暦記念・日本古代史研究』一九八〇年、二

一一・一二頁）参照。

（6） 「恭仁宮跡昭和五十一年度発掘調査概要」（京都府教育委員会『埋蔵文化財発掘調査概報』一九七八年）。

『続日本紀』天平五年八月辛亥条「天皇臨朝始聽庶政」について

（7） 『平城宮発掘調査報告XI』一九八二年、に至り、この考えが最も論理的に提示された。

（8） 今泉前掲注（5）論文。

（9） 『寧樂遺文』下巻による。

（10） 漢籍の例を掲げれば「周公還政於成王、成王臨朝、」（『史記』魯周公世家）、「太后臨朝、」（『魏志』武帝紀）、「臨朝称制、」（『漢書』高后紀）等（谷口やすよ「漢代の『太后臨朝』」（『歴史評論』三五九、一九八〇年参照）。

『日本書紀』の用例にも「由是天皇姊飯豐青皇后女於忍海角刺宮臨朝秉政、……」（顯宗天皇即位前紀）、「皇后臨朝称制、」（持統天皇称制前紀）などと見える。類似の表記に「臨軒」が散見し、林陸朗校注訓読『完訳注釈・続日本紀』はこれに注して、「臨朝と同じで天皇が大極殿に御すること」という（第一分冊、一九八五年・注五七頁）とある。しかし、「臨朝」を朝政をみるといつた“一般的”な義にとると、何などが意味をなさないよう思う。朝に臨みて、以下云々というのであるから、『続紀』の用法は、朝廷に臨御するという原義に拠っているとすべきであろう。なお、大極殿門に御しても朝に臨むこととはなるが、叙位や何にそぐわない。

（11） 三時期に区分した第一期「和銅造営から天平勝宝末年頃まで」の様相。（亀井前掲注（4）論文参照）。

（12） 注（11）に同。（ただし、第二期「長岡遷都まで」も築

地回廊)。

(13) 北半部の変遷に対応させて三時期に区分した第一期の様相。第二期は築地となる。(龜井前掲注(4)論文参照)。

(14) 今泉氏は、東区の大極殿が成って後、中央区は「中宮」(北半部)、「朝堂」(南半部)と呼ばれ、大極殿・朝堂と同じように、天皇の空間・臣下の場として一体となって機能したとされるが(前掲注(5)論文、二三一頁)、構成上、それは想定し難いもののように思う。中央区大極殿の時期より、通常は、それぞれ独立して機能したとみるべきではあるまいか。ただし、この点、宮城構成の基本的認識(狩野久「律令国家と都市」(『大系日本国家史・第一巻・古代』一九七五年)、岸俊男「都城と律令国家」(『岩波講座日本歴史・第二巻・古代』)一九七五年)に関わるので、稿を改めて考察を加えたい。

(15) 「凡於朝廷宣命者、群官降、座立<sub>ニ</sub>堂前庭、謂成選授司、及臨時宣詔之」(式部上)。

(16) 『令義解』を参看するに、授位任官条は、天皇の面前における喚辞を授位任官の場合とそれ以外に分けて規定する。早川庄八「八世紀の任官関係文書と任官儀について」(『日本古代官僚制の研究』一九八六年、三五一頁)参照。

(17) 『続紀』慶雲四年正月甲午条(藤原宮)、天平元年三月甲午条、延暦二年二月壬子条。

(18) 「養老一天平初年に至る宮内改作は全面的にみられるが」(龜井前掲注(4)論文、一〇四頁)、特に、養老五年頃、壬生門が拡大、整備されたと考えられる点(『概報』昭和五十五年度)に注目したい。東区の「宮中枢機能が高まったことを暗示する」と指摘している(同一〇四頁)。なお、今泉隆雄氏は前掲注(5)論文にて『家伝・下』に見える宮内改作を裏付けるという造営関係木簡二点を提示されたが(二一六一八頁)、それは東区に直結するものではなかろう。阿部義平氏も前掲注(4)論文において、考古学的成果を詳細に検討され、東区の礎石建物群の造営年代を天平年間のごく初期と考えられた。

(19) 滝浪貞子「歴代遷宮論——藤原京以後における——」(『史窗』三六、一九七九年)は、この句を「遷宮」の故実に従つての意に解す。

(20) 今泉前掲注(5)論文二一五・六頁、同「八世紀造宮官司考」(『奈良国立文化財研究所創立三十周年記念論集・文化財論叢』一九八三年)。

(21) 石井良助「天皇一天皇の生成および不親政の伝統——」一九八二年、一三〇頁。

(22) 石井注(21)前掲書、森田前掲注(3)論文の見解に従う。

(23) 古瀬奈津子「宮の構造と政務運営法——内裏・朝堂院分離に關する一考察——」(『史学雑誌』九三一七、一九八四年、一一五頁)。森田前掲注(3)論文(五一頁)[註]

(22)]]、橋本前掲注(3)論文（一五七—九頁）は古瀬説を批判する形で内裏説を確認している。古瀬論文も大極殿説を主張しつつも、奈良時代後半期の内裏への移動を示唆している（五頁）。

(24) 告朔については、武光誠「告朔について」（『風俗』一

六一一、一九七八年）、古瀬前掲注(23)論文、同「告朔

についての一試論」（『東洋文化』六〇、一九八〇年）、

新川登龜男「文書と机と告朔儀礼」（『史艸』二五、一九

八四年）、同「日本古代の告朔儀礼と対外的契機」（『史

觀』一一二、一九八五年）、橋本前掲注(3)論文参照。

(25) 正月戊寅条は、その直前の乙亥朔条「天皇御ニ大極殿

受朝、……文物之儀、於是備矣、」と合わせ理解すべき

と思う。"大極殿"と"大安殿"、"於是備矣"と"如告

朔儀"の対応が導き出せまいか。大宝令制では、祥瑞進

上は大極殿での元日朝賀儀に組み込まれており（福原栄太郎「祥瑞考」（『ヒストリア』六五、一九七四年）参照）、また、大極殿・大安殿異同の問題も残るが（福山敏男「大極殿の研究・朝堂院概觀」（『福山敏男著作集

第五卷・住宅建築の研究』一九八四年、四七頁））、この

点、戊寅条「大安殿」の誤記「大極殿」、混同の可能性

は少ないと考える。さらにまた、戊寅条は、告朔儀の大

極殿院での進奏の部分に同様と言うのであるとも解し得

る。しかし、それでは「如告朔儀」として説明を加えるにもかかわらず（告朔儀は儀式の典型とされる）、官人

『続日本紀』天平五年八月辛亥条「天皇臨朝始聽庶政」について

の列立の部分を捨ててしまうことになり、こうした一部について言うのではなく、儀式總体の類似を言うと解すべきであろう。なお、大宝令前の祥瑞進上のあり方として『日本書紀』白雉元年二月甲申条參看。

(26) 古瀬前掲注(24)「『東洋文化』掲載」論文一二二頁。

(27) ただし、これは恭仁宮において出された処置であつた。

(28) 紫微中台は皇后宮職の拡大して成ったものであるから「中」は皇太后宮の宮中とも解される（滝川政次郎「紫

微中台考」（『律令諸制及び令外官の研究』一九六七年）。

しかし、「勅」とあり、これは、天皇（孝謙）、皇太后（光明子）、太上天皇（聖武）いずれの意志をもいうとみるべきであり、これらに侍し、その意志を頒行するのが紫微中台の職掌である（早川庄八「上卿制の成立と議政官組織」（前掲注(16)書一四五頁））。

(29) 既に、森田前掲注(3)論文（五一頁〔註(22)〕）、橋本前掲注(3)論文（一五八頁）において同様に理解されて

いる。

(30) 天皇聽政の場、具体的な上奏のあり方については、森田悌氏の詳細な研究があり（前掲注(3)論文）、以下、これに従う。

(31) 『類聚三代格』卷四（應減省僕長二人事）。

(32) 『日本三代実録』貞觀十三年二月甲申（八日）條に「自去正月公卿未聴ニ太政官尋常政、是日、始聴之、

……とあり、二月庚寅（十四日）付官符は、大蔵省解を受け右大臣が勅を奉じて弁官に指示し定立したものである。「始聽政」に重きを置けば、八日から十三日の間に勅裁あつて、それを受けて十四日付官符を作り成したというより、十四日の聽政の裁可が迅速に指示されて、同日付官符が修された可能性が高いと思う。なお、森田氏は奏請制度における「非公式令官奏」の重要な考察を行なわれた（前掲注（3）論文）。これによれば、庚寅条も官符も「非公式令官奏」の観点から考えなければならぬ。「非公式令官奏」は八世紀よりなされていとされるが、天皇が上奏文書を見るというあり方そのものは、「公式令官奏」に同様であると考え、論を進める。

(33) 既に、森田氏が同様に述べられたが、この時点でかく行なわれた理由については、橋三千代の喪あけに關係するかと言うのみである（前掲注（3）論文五一頁「注(22)」）。三千代の死（天平五年正月十一日）が政界に影響を与えたことは充分に考えられるが、八月辛亥条と直接的に結び付けて解くことは困難であろう。なお『続紀』天平五年二月乙亥条に、太政官奏が裁可されているから、天皇は政務に復している。

(34) 岸俊男「朝堂の初步的考察」（『檍原考古学研究所論集・創立三十五周年記念』一九七五年）、橋本義則「『外記政』の成立——都城と儀式——」（『史林』六四一六、一九八一年）、同前掲注（3）論文参照。

(35) 『延喜式』式部上にも見える。

(36) 橋本前掲注（34）『『史林』掲載』論文四五・六頁、森田悌『日本古代官司制度史序説』一九六七年、一七六頁。

(37) 森田悌「太政官制と政務手続」（『日本古代律令法史の研究』一九八六年、二二五・六頁、橋本前掲注（3）論文一六六・七頁）。

(38) “私共の役所で”といった如くの一種の修辞であり、実際のあり方を正しく写し取つての表現ではなかろうと思う。

(39) 前掲注（10）の『完訳注釈・続日本紀』は、中納言の職掌を「敷奏・宣旨・待問・參議」と分けて訓む。（四七・八頁）。

(40) 土田直鎮「上卿について」（『坂本太郎博士還暦記念・日本古代史論集・下巻』一九六二年）、柳雄太郎「太政官における四等官構成について」（『日本歴史』三二四、一九七五年）、早川前掲注（28）論文参照。

(41) 延暦六年以後十年までの間（井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」（『日本古代思想史の研究』一九八二年）参照）。

(42) 橋本前掲注（34）論文により「嵯峨朝の儀式整備に伴つて外記が内裏儀式に関与することとなり、その為の外記直侍の場を内裏近辺に求め太政官曹司庁から分離独立し太政官候庁が成立したこと」（五九頁）が明らかとなつ

た。

(43) 『北山抄』巻七・「官政」(新訂増補・故実叢書本四八五・六頁)等。太政官曹司庁の殿舎構成については橋本前掲注(34)論文の考察(四一頁)に従う。また、竹武誠『日本古代国家と律令制』一九八四年、には図を掲げる(一一一頁)。

(44) 橋本前掲注(34)論文四七頁。

(45) 早川庄八「天皇と太政官の権能」(『日本史研究の新視

点』一九八六年)において「古くは朝堂ないし太政官曹司で行なっていた太政官会議が」平安時代に入ると陣座で行なわれるようになり、と述べ(五一頁)、朝堂の可能性を否定されない。

(46) 前掲注(23)論文三・四頁。

(47) ただし、古瀬論文は、このことを、日々、天皇が大極殿に出御して政治を視たという証拠の一とするが、その点には従い難い。

(48) 以下、朝参については、岸前掲注(34)論文参照。

(49) 早川前掲注(28)論文。

(50) (イ)養老七年八月二十八日付官符(『類聚三代格』卷八)、(ロ)天平六年五月二十三日付官符(同卷十四)、(ハ)宝亀十一年十一月二日付官符(同卷十四)。(イ)は内容上、詔または勅を施行するものと推定され(早川前掲注(28)論文一三六頁)、(ロ)は『続紀』対応記事によると、太政官奏が裁可されたもの、(ハ)は同じく、勅裁あって定立し

たが、ともに、そのことを示す文言は見えていない。(ニ)天平勝宝三年九月四日付官符(同卷十四)も勅旨、勅裁のことを示す文言がないが、延暦二年十二月五日付官符は、これを指して“勅”と言う(同卷十四、『続紀』同月二十二日条)。(イ)は内容上、天平九年九月二十一日の勅を受ける面があり、そのためにかく言うのかとも思われるが、(イ)ー(イ)と同様である可能性のみ指摘しておきたい。

(51) 早川前掲注(28)論文一五八・九頁。林陸朗「桓武朝の太政官符をめぐって」(『林陸朗先生還暦記念会編・日本古代の政治と制度』一九八五年)参照。

(52) この点については森田前掲注(3)論文の所説を検討しなければならないが、八世紀においては早川前掲注(28)

論文の考えに従い得るとして論を進めた。天平宝字年間迄と以後とに、宣者の現われ方の違いが大きいようにも見得るからである。

(53) 早川前掲注(28)論文一四五・六頁。

(54) 仲麻呂の紫微令在任中に宣者を欠く官符が数通確認される。天平勝宝三年九月四日(『類聚三代格』卷十四)・四年閏三月八日(卷三)・同年十一月十六日(卷八)・五年十月二十一日(卷十八)付官符等。林前掲注(51)論文二四三頁参照。

(55) 知太政官事についての論は数多いが、山田英雄「知太政官事について」(山田英雄先生退官記念会編『政治社

会史論叢』一九八六年)の所説に基本的には従う。

(56) 『続紀』天平元年四月癸亥条「太政官处分、舎人親王参入朝厅」之時、諸司莫為之下座。養老儀制令「第十二条」序座上条(大宝令もほぼ同意)に、序座上にて

親王・太政大臣を見れば「下座」、左右大臣・当司長官には「動座」、以外には「不動」とする。『日本三代実録』元慶八年五月戊子条の引く和銅六年十一月十六日官宣には「親王太政大臣出入朝堂者式部告知下座之事」、とし、左右大臣の「動座」、五位以上の「降立床下」、余の「跪座下」を言うので、この三様を指して「下座」とするようである。官宣に従えば、舎人親王はいかなる礼をも受けないともとれようが、それは考へ難いのではなかろうか。令の規定に沿つて考へるに、舎人親王に対しても一段低い動座礼がとられるようになつたとも解せよう。しかし、これは左右大臣の受ける礼であり、時に左右大臣欠員であることを思へば、直ちに親王の地歩の後退を論ずることも出来ないであろう。だが、知太政官事たる為の、いわば前提である親王としての礼を受けなくなつたことは、舎人親王の太政官内における立場をより流動的なものとさせ、天平三年の六名もの参議の任命などをきっかけとして(この点、『公卿補任』(神龜五年)の注記に「三月廿八日詔書奉行注、三木一品舎人親王、……」とあり、三木と言う例の見えるのが注意される)、次第に、その地歩は相対化して行き、むしろ武智

麻呂の首班としての地位が確立して行つたのではなかろうか。山田前掲注(55)論文二五一二八頁参照。

(57) 大納言の職掌「敷奏・宣旨」や、公式令に定める論奏・奏事の書式では大納言を奏官とすることなどよりし

て、本来は奏進に当たるのは大納言であろう。森田前掲注(3)論文三三頁参照。

(58) 林陸朗「平城遷都の事情」(『国史学』八一、一九七〇年)。

(59) 今泉隆雄氏は、中央区・東区二つの大極殿・朝堂院の成立を律令制都城完成の画期とし、朝賀、即位などの儀式の場(中央区)と政務の場(東区)との分化を説き、儀式の重視による新構造の採用に両区併存の原因を求められた(前掲注(3)論文)。本稿は基本的には、この論に従うものである。しかし、かかる分化を当初よりの明確なものとして設定すると、東区の遷都時の掘立柱建造物の造成や後の造替、殿舎の撤去も存する中央区の変遷など、以後の展開を説明するのに、当初の「儀式の重視」(六三頁)というだけでは、いささか問題が残らうと思う。また、叙位(儀)や任官(儀)まで「政務」とされる(六〇頁)のはいかがであろうか。私見はこれらまで、当初よりの東区の儀と固定して考へる必要はないと思う。なお、この点に関しては、山中敏史「律令国家の成立」(『岩波講座日本考古学・第六卷・変化と画期』一九八六年)二六二・三頁、寺崎保広「平城宮大極

殿」(『仏教芸術』一五四、一九八四年) 参照。ただし、

この二論文は東区造替を平城遷都の段階におかれる。

(60) 田中卓氏は「奈良時代におけるミカド思想の展開」

(『田中卓著作集・第五巻・壬申の乱とその前後』一九八五年) にて「ミカド」の展開を講究され、「(天) 皇朝(廷)」として「朝(廷)(ミカド)」を天皇の尊称の意味に用いる語法が聖武朝において最も顕著になつたことなどを指摘され、聖武天皇の代に「アメノミカド」「スマラ(ガ)ミカド」あるいは「ヒノミカド」という称呼が成立したものと論じられた。元来、場所的なものを指す名辞である「ミカド」が、聖武朝においてかかる展開をみせることは、天平五年八月辛亥条についての私見の理解と関係があろうと思う。ただし、私見は以後の大極殿出御の日常化を必ずしも考えるものではない。

(61) 笹山晴生「中衛府の研究」(『日本古代衛府制度の研究』一九八五年)、中西康裕「内匠寮考」(『ヒストリア』

九八、一九八三年)、及び早川庄八「古代天皇制と太政官政治」(『講座日本歴史・第二巻・古代二』一九八四年)二五・六頁参照。

(62) 長山泰孝「古代貴族の終焉」(『続日本紀研究』二一四、一九八一年)、同「律令国家と王権」(同二三七、一九八五年)、倉本一宏「律令貴族論をめぐって」(『日本歴史』四七二、一九八七年)。河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』一九八六年、も参照される。

『続日本紀』天平五年八月辛亥条「天皇臨朝始聽庶政」について

(63) 早川前掲注(28)論文一六〇・一頁。

(補注)

一、亀田隆之氏は「造宮省」(『日本古代制度史論』一九八〇年)において、藤原武智麻呂の「造宮卿」就任に関し、武智麻呂と県犬養筑紫の卿二人の同時存在とされるが、武智麻呂の官位官職「従三位中納言」や『続紀』に卿就任記事の見えないことなどよりして、前記のごとく考えるのが良いと思う。

二、今泉隆雄氏は前掲注(3)、(5)論文において、「朝堂院」の成立について論ぜられ、それは歴史的用語であるから、平城宮以前にむやみに用いることは慎しむべきであるとされた。本稿においては、この指摘を承知しつつも、他に表現を見出し得ず、単に朝堂とそれを取り囲む一画といった表面的な意味で朝堂院の語を使用した。

三、本稿で使用した『儀式』は、新訂増補・故実叢書本『儀式』による。

四、天平五年八月辛亥条については、糸井仁氏も「天平期の政治過程と天皇」(『論究日本古代史』一九七九年)において言及され、天皇執政(「聴朝政」)は当然のことという認識であるとして、「聴庶政」をもって、「すなわち聖武が政治の細部に至るまで主導権を發揮し始めた」(三一五頁)ものと考えられた。なお、『続紀』靈亀元年九月庚辰条、元明天皇讓位の詔に「憂勞庶政、九載于茲」とある。